4　石川公一ほか１名が有する特別清算債権についての免除

次の特別清算債権者は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、特別清算債権についてすべてを免除する。

石川公一、石川律子

以上

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（ヒ）第２号

長野県松本市大字新村2280番地２

清算株式会社　日栄ライナー株式会社

代表清算人　水野　秀一

1　決定年月日　平成24年12月26日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　別紙記載の協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。

2　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

長野地方裁判所松本支部

更生計画変更計画案議決権行使方法等

平成２４年（ミ）第３号

東京都墨田区横網１丁目10番５号

更生会社　新藤電子工業株式会社

1　議決権行使の方法　書面投票による行使

2　投票期間　平成24年12月28日から平成25年１月17日まで

3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

4　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月９日

平成24年12月28日

東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第４号

東京都墨田区横網１丁目10番５号

更生会社　東京保全株式会社

1　議決権行使の方法　書面投票による行使

2　投票期間　平成24年12月28日から平成25年１月17日まで

3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月９日

平成24年12月28日

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２３号

大阪市西淀川区御幣島２丁目２番32号

再生債務者　神栄鉄鋼株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　大阪市北区角田町８－１　梅田阪急ビルオフィスタワー34階協和綜合法律事務所　弁護士　岩井　　泉

3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成24年12月28日

大阪地方裁判所第６民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第２号

香川県観音寺市室本町1325番地61

再生債務者　株式会社オーブン

決定の要旨　平成24年11月30日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

平成24年12月27日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号

奈良県大和郡山市美濃庄町297番地の19

再生債務者　株式会社イズミエンタープライズ

1　決議に付する再生計画案　平成24年12月４日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成25年３月６日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成25年２月27日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月27日

平成24年12月26日　　奈良地方裁判所

再生手続終結

平成２０年（再）第１号

山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松61番地の873

再生債務者　株式会社遊佐製材所

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成24年12月26日　山形地方裁判所酒田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第６８号

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1682番地１　ヴェルソーイースト103

再生債務者　立川　　徹

1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月18日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月１日から平成25年２月８日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第６３号

埼玉県越谷市東越谷６丁目207番地４

再生債務者　畠山　昌廣

1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月21日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月１日から平成25年２月８日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第３９５号

札幌市白石区菊水７条４丁目４番９―503号

再生債務者　菅原　弘行

1　決定年月日時　平成25年１月４日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月25日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月８日から平成25年２月15日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第６２号

埼玉県川口市西青木５丁目１番42―403号

再生債務者　長田　　暁

1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月25日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月８日から平成25年２月15日まで

さいたま地方裁判所第３民事部